

# 那珂市保育料徴収基準額表 (R3.4月分より適用)

## 保育料の算定について

保育料は、父母(生計の中心者が父母以外にもいる場合は、そのかたも含む)の市民税所得割額の合算により算定・階層の決定をします。判定する課税年度の切替により9月分から保育料が変更となる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税に基づく						当年度の市民税に基づく					

(令和3年度) 令和3年4月～8月分…令和2年度(平成31年1月～令和元年12月中)の市民税で算定  
9月～令和4年3月分…令和3年度(令和2年1月～12月中)の市民税で算定

※修正申告等により市民税が変更になった場合は、再度算定しますのでこども課にお申し出ください。

## ★ 1号認定(教育標準時間認定)の保育料について ～新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)～

教育標準時間		徴収基準額(月額)
階層区分	定義	
第1	生活保護世帯等	階層にかかわらず 0円
第2	市町村民税非課税世帯	
第3	市町村民税所得割課税額※が次の区分に該当する世帯	
第4	※保育料算定の際に使用する市町村民税所得割課税額は、 <u>住宅借入金等特別控除等適用前の税額</u> です	
第5		
		77,100円以下
		211,200円以下
		211,201円以上

ただし、給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、預かり保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外です。

(副食費の免除について)

年収360万円未満相当世帯※<sup>1</sup>の子どもたちと全ての世帯の第3子※<sup>2</sup>以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

※1 上記の表で第1階層から第3階層までの世帯

※2 小学校3学年修了前(同一世帯のみ)お子さんまでを第1子として計算

(預かり保育の無償化について)

預かり保育とは、在園児の保護者の希望に応じて、教育時間の前後や長期休業期間等に教育活動を行うものです。保育の必要性のある、「非課税世帯の満3歳児」と「3・4・5歳児」は、申請により無償化の対象となります。事前の申請が必要です。詳しくはこども課まで問い合わせください。

★ 2号・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)の保育料について  
 ～保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業～

※4月1日現在の年齢による		徴収基準額(月額)			
階層区分	定義	0・1・2歳児		3・4・5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	
第1	生活保護世帯等	0円	0円	階層にかかわらず 0円	
第2	市民税非課税世帯	0円	0円		
第3	市町村 民税所得割課 税額※ が次の 区分に 該当す る世帯	48,600円未満	10,000円		9,800円
		(ひとり親世帯等)	5,000円		4,900円
第4-1		57,700円未満	18,000円		17,600円
		(ひとり親世帯等)	6,000円		5,800円
第4-2		62,000円未満	18,000円		17,600円
		(ひとり親世帯等)	6,000円		5,800円
第5-1	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、住宅 借入金 等特別 控除等 適用前 の税額 です	77,101円未満	26,000円		25,600円
		(ひとり親世帯等)	6,000円		5,800円
第5-2		97,000円未満	26,000円		25,600円
		(ひとり親世帯等)	20,800円	20,480円	
第6		169,000円未満	39,000円	38,400円	
		(ひとり親世帯等)	31,200円	30,720円	
第7		301,000円未満	54,000円	53,100円	
		(ひとり親世帯等)	43,200円	42,480円	
第8		397,000円未満	56,000円	54,800円	
第9		397,000円以上	58,000円	56,400円	

※給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外ですので、実費で施設にお支払いいただきます。

※この基準額のほか、多子軽減による減額免除措置の対象となる場合があります。

(副食費の免除について)

年収360万円未満相当世帯※<sup>1</sup>の子どもたちと全ての世帯の第3子※<sup>2</sup>以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

※<sup>1</sup> 上記の表で第1階層から第4-1階層までの世帯  
 (ひとり親世帯等の場合は第1階層から第5-1階層まで)

※<sup>2</sup> 小学校3年生(同一世帯のみ)までを第1子として計算